

福岡市児童発達支援事業所の公募に関する質問・回答

No.	質問事項	質問内容	回答
1	提出方法等	・書類の持参提出については、事前に連絡は必要か。	・書類の持参提出に際して、アポイントを取っていただく必要はありません。
2		・書類の提出は、運営法人の代理の者が行ってもよいか。	・持参者について指定はございません。
3		・提案書類を持参にて提出する場合、各書類を確認、不足している書類などのご指摘を頂く事は可能なのか。それとも、提出するだけとなるか。	・提案書類については、受付時に不備等の確認は致しかねますので、ご提出前に十分ご確認のうえ、ご提出ください。
4		・書類の提出について、『提出期間後の提出資料の修正・差し替えなどは認めません』とあるが、提出期間内であれば、提出書類の修正・差し替えは可能か。	・提出期間内であれば、資料の修正・差し替えは可能ですが、法人様で行っていただく必要があります。
5		・『提出書類等提出にあたっての注意点』についての資料内4行目に『※同一法人で複数事業所を応募される場合は事業所ごとに10部提出してください』とあるが、それと同時に、14行目に『複数事業所について応募される場合は、1つのファイルにまとめた上で、施設ごとに異なる資料についてはインデックスでわかるようにしてください』とある。どちらが正しいのか。	・事業所ごとに10部、2事業所の場合は20部ご提出ください。※『提出書類等提出にあたっての注意点』の4行目が正しく、14行目は誤りです。
6	法人概要書類	・法人の設立時期が令和6年度末である場合、以下の書類の提出は必要か。 ①決算関係書類 ②市町村税を滞納していないことの証明書 ③消費税および地方消費税納税証明書	・①については、提出が難しい理由書（様式任意）をご提出ください。 ・②③については、滞納がない証明書をご提出ください。
7		（暴力団排除に関する誓約書兼役員名簿） ・管理者は、当該法人の役員である必要はあるか。	・役員である必要はありません。

No.	質問事項	質問内容	回答
8	提出書類	(個別支援計画案) ・指定の様式はあるか。	・個別支援計画書の様式は任意です。
9		(個別支援計画案) ・保育所等訪問支援を行う場合は、保育所等訪問支援用の個別支援計画案の提出は必要か。	・必要ありません。
10		(個別支援計画案) ・「専門的支援実施計画書」参照と記載する予定であるが、添付は必要か？	・個別支援計画書は任意様式としております。支援の内容を示すにあたり、必要と判断する場合は、添付してください。
11		(個別支援計画案、運営計画) ・個別支援計画はケース事例に特化して作成するが、運営計画(本人支援や家族支援)については、事業所としての支援の方針大枠をチャートを交えて示したいと考えているが問題ないか。	・差し支えありません。
12		(様式6) ・応募書類の平面図提出について、提案書類提出までに平面図作成が難しい場合、他の自治体で運営している事業所の平面図を提出することで、施設のイメージをお伝えする方がよいのか。	・イメージ図でも可能です。 ※平面図等については、参考であり、評価対象とはなりません。
13		(様式6・7・8) ・物件が決まっていない場合はどのように記載して提出したらよいのか。	・未定と記載、もしくはイメージ図でのご提案でも可能です。 ※平面図等については、参考であり、評価対象とはなりません。
14		(様式12) ・児童発達支援管理責任者経歴書については、実務経験年数の集計欄は、年数だけの書き込みで良いのか。職歴証明書の提出が必要か。	・職歴証明書の提出の必要はありません。
15		(様式12) ・児童発達支援管理責任者については、未定の場合も申し込みは可能か。	・申し込みは可能です、未定と記載してください。

No.	質問事項	質問内容	回答
16	給食提供	・給食を提供する場合の考え方はあるか。また提供する場合に外部委託しても問題ないか。	・食事・おやつの提供は実施して差し支えありません。外部委託も可能です。実施にあたっては、児童発達支援ガイドライン「4 衛生管理、安全管理対策等」に基づき行ってください。
17	選定項目・配点	・選定項目・配点内の『その他』特記内容等について、事業所独自の強みを活かした提案があるかどうか審査の視点となるとあるが、具体的にはどのようなことを示すのか。	・「療育の質の向上」の観点で、提案内容を総合的に評価いたします。
18		・公募申請時に、立地条件の良いテナントを予定として申請した場合、評価対象となるのか。	・評価対象にはなりません。
19		・事業開始時期は、令和7年10月1日～令和8年3月1日とあるが、令和7年10月1日より開所出来る場合や、期間内で早く開所できればその分、評価されるポイントが上がるのか。	・評価対象にはなりません。
20		・評価項目の「加点要素」は、10点満点中の中で、より得点が得やすいものとするのか、項目ごとに設定された10点を超えての加点という考えか。	・10点満点中での評価となります。
21	参考資料3 「ケース事例」	・参考資料3 ケース事例について、家族構成（父、母、本児、弟の4人家族）と文章が不一致のため、正しい内容を知りたい。	・家族構成は、「父、母、本児、弟」、文章中の「姉」は「弟」と読み替えてください。
22	その他	・『保育所活用型』の場合、面積・施設に関する規定や運営面についてのルールはあるか。	・保育所活用型につきましては、児童発達支援ガイドラインを踏まえるとともに、以下子ども家庭庁通知等に基づき実施いたします。施設の活用については、保育所運営や基準への影響などを担当部署にご確認のうえ、ご応募ください。 (参考通知) ・保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について (令和4年12月26日)
23		・幼稚園の空き教室を利用して、児童発達支援を行うことは可能か。	・施設の活用については、幼稚園運営や基準への影響などを、許可権者（県担当課）にご確認の上、ご応募ください。

No.	質問事項	質問内容	回答
24	その他	・こども園併設で児童発達支援施設を開設したいと考えている。国が勧めるインクルーシブ保育に対する市の考え方及び今後の方針についてお示しいただきたい。	・インクルーシブ保育については、国通知（保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について）に基づき対応してまいります。
25		・令和7年度の募集において、保育所等訪問支援が必須でなくなった背景は。	・現状の療育環境等を総合的に判断したものです。
26		・1法人で複数申請する場合、ひとつは「保育所活用型事業所」、もうひとつは「テナントを賃貸型事業所」という申請は可能か。	・可能です。
27		・児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの多機能型で提案した場合、定員は合わせて10名か、それともそれぞれ10名か。	・児童発達支援事業所部分の定員は、10名以上としてください。
28		・児童発達支援事業所（定員10名）の指定後、保育所等訪問支援事業や放課後等デイサービスの多機能型への申請は可能か。 ・可能な場合の定員の考え方は。	・申請は可能です。 ・児童発達支援事業所部分の定員は、10名以上としてください。
29		・児童発達支援事業所の定員増は事業所の任意で可能か。	・定員増は可能ですが、定員に合わせた人員、設備及び運営の基準等を満たす必要があります。
30		・指定申請後に、営業日及び営業時間を提案内容から変更できるか。	・質の向上を目的とした変更は可能です。ただし、変更にあたっては、事前に申立書（経緯を示したもの）をもとに協議をお願いします。
31		・指定申請後に、送迎の有無の変更は可能か。	・送迎サービスは、選定・評価項目であり、基本的に変更できません。ただし、開設後受給者の状況に応じ、変更が必要と判断する場合は、事前に申立書（経緯を示したもの）をもとに協議をお願いします。
32		・提案書類提出までに物件が決まっていない場合、選定後に開設区の変更は可能か。	・参考資料2のとおり、区ごとに評価選定いたしますので、開設後の区の変更はできません。※開設場所未定者としての設置を除く。
33		・指定申請までの間に予定した名称から変更があった際は、その時点で変更になった旨の届け出が必要か、申請時に正式名称で申請する流れでよいのか。	・事業所の名称については、申請時に正式名称で申請する方法で結構です。

No.	質問事項	質問内容	回答
34	その他	・各区の療育センターを受診し、幼稚園・保育園等との併行利用にて通所支援の必要性があると判断された児童の受け入れが主となると思うが、その他の方法により直接お問い合わせいただく方についての受け入れも行っているのか。もしくは、療育センターからの紹介のような形で定員を満たしてしまいう為、現在待機しておられる児童の受け入れのみとなるのか。	・福岡市の未就学のお子さんについては、療育センターでの相談等を経て、福岡市から受給者証の発行を受けた後に、サービスを利用することができます。（事業所に直接お問い合わせをいただいた場合も上記流れとなります。）